（リスクの合計額）

第四条の四　規則第百六十六条の三に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$[(R_1)^2+(R_3+R_4)^2]^{1/2}+R_2+R_5$$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R_1　一般共済リスク相当額（次条第一項第一号に掲げる額をいう。）

R_2　巨大災害リスク相当額（次条第一項第二号に掲げる額をいう。）

R_3　予定利率リスク相当額（規則第百六十六条の三第二号に掲げる額をいう。）

R_4　資産運用リスク相当額（規則第百六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

R_5　経営管理リスク相当額（規則第百六十六条の三第四号に掲げる額をいう。）

（各リスクの計算）

第四条の五　規則第百六十六条の三第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一　一般共済リスク相当額として、別表第一の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\{[(A+B)^2+C^2]^{1/2}+D+E+H+I)^2+F^2+G^2+J^2\}^{1/2}$$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A　普通死亡リスク相当額

B　災害死亡リスク相当額

C　生存保障リスク相当額

D　災害入院リスク相当額

E　疾病入院リスク相当額

F　火災リスク相当額

G　自動車リスク相当額

H　傷害リスク相当額

I　その他のリスク（生命）相当額

J　その他のリスク（損害）相当額

二　巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

イ　地震災害リスク相当額（関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）

ロ　風水害リスク相当額（昭和三十四年の台風十五号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）

2　規則第百六十六条の三第二号に掲げる額は、責任準備金（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の予定利率ごとに当該予定利率を別表第二の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

3　規則第百六十六条の三第三号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第三の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額から、分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。）として当該合計額に百分の三十を乗じた額を控除して計算するものとする。

4　規則第百六十六条の三第三号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5　規則第百六十六条の三第三号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第五の上欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6　規則第百六十六条の三第三号ニに掲げる額（以下「デリバティブ取引リスク相当額」という。）は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一　先物取引に係るリスク相当額として別表第六の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

二　オプション取引に係るリスク相当額として別表第七の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

三　スワップ取引等に係るリスク相当額として次のいずれかの方式により計算した額の合計額に一パーセントを乗じた額

イ　オリジナル・エクスポージャー方式（別表第八の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める原契約期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて計算する方式をいう。）

ロ　カレント・エクスポージャー方式（次に掲げる金額を合計する方式をいう。）

(1)　スワップ取引等をデリバティブ取引リスク相当額算出時点における市場の実勢条件による評価により算出した再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）

(2)　(1)のスワップ取引等が、法的に有効な相対ネッティング契約下にある場合には、ネット再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）又は(1)に掲げる金額

(3)　別表第九の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める残存期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た金額（以下「グロスのアドオン」という。）

(4)　別表第九の上欄に掲げる取引が、法的に有効な相対ネッティング契約下にある場合には、次の算式により計算した金額（以下「ネットのアドオン」という。）又はグロスのアドオン

$$0.4\times\text{グロスのアドオン}+0.6\times\frac{\text{ネットの再構築コスト}}{\text{グロスの再構築コスト}}\times\text{グロスのアドオン}$$

7　規則第百六十六条の三第三号ホに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一　再共済又は再保険リスク相当額として別表第十の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

二　再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第十一の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

8　規則第百六十六条の三第四号に掲げる額は、同条第一号から第三号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第十二の上欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて算定するものとする。

第六条第一項第三号中「この号において」を削り、同条第二項第一号中「（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「別表」を「別表第二」に改める。

別表中「別表（第六条第二項関係）」を「別表第二（第四条の五第二項及び第六条第二項関係）」に改め、同表を別表第二とし、同表の次に次の十表を加える。